

船舶事故等調査報告書

平成21年12月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第258号	
事故等種類	乗組員負傷	
発生日時	平成21年8月2日 14時30分ごろ	
発生場所	島根県浜田市浜田港西方沖 馬島灯台から真方位283°15.1海里付近（概位 北緯34°57.6′ 東経131°45.0′）	
事故等調査の経過	平成21年9月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	油送船 銀麗、996トン	
船舶番号、船舶所有者等	135162、双輝汽船株式会社	
乗組員等に関する情報	機関長、三級海技士（機関） 一等機関士、四級海技士（機関）	
死傷者等	一等機関士が両下肢、殿部、背部、腰部に熱傷	
損傷	なし	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか7人が乗り組み、浜田港西方沖において機関修理のため漂泊中、機関長が主機3番シリンダのピストン頂部に滞留した冷却水を排出しようとして、平成21年8月2日14時30分ごろ、エアランニングを行ったところ、噴出した高温の冷却水が一等機関士に降りかかった。一等機関士は、機関室後部に行き、清水で熱傷部分を冷やした。</p> <p>本船は、16時50分ごろ浜田港に緊急入港し、一等機関士は、救急車によって浜田市内の病院に搬送された。</p>	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>一等機関士は、高温の冷却水を浴び、濡れた着衣により火傷を負ったものと考えられる。</p> <p>主機3番シリンダ燃料弁冷却用の冷却水がシリンダ内に漏れいし、ピストン頂部に滞留したものと考えられる。</p> <p>機関長は、ピストン頂部の冷却水を排出するため、エアランニングを行う前に、主機3番シリンダヘッド上にいた一等機関士に対して、同ヘッドから離れるよう指示したものと考えられる。</p> <p>一等機関士は、機関長からシリンダヘッドから離れるようにと指示されたが、漏水量が少ないので危険はないものと思い、主機3番シリンダの上で立っていたものと考えられる。</p> <p>機関長は、一等航海士が主機3番シリンダから離れているものと思い、エアランニングを行ったとこ</p>

		ろ、冷却水が噴出して一等機関士が高温の冷却水を浴びたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が浜田港沖で機関修理のため漂泊中、主機3番シリンダのピストン頂部に滞留した冷却水を排出するためエアランニングを行ったとき、一等機関士が主機3番シリンダヘッドの上に立っていたため、噴出した高温の冷却水が同人に降りかかったことにより発生したものと考えられる。	